

西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和4年2 月24日
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第789号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5の規定により、新たに生じた土地を確認しその旨を次のとおり告示する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 新たに生じた土地を確認する区域

中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地

2 新たに生じた土地の面積

16,178.06平方メートル

神戸市告示第790号

新たに生じた土地の確認に伴い、次のとおり町の名称を画し、町の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 町の名称を画する土地およびその名称

新たに画する土地	町の名称
中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地 16,178.06平方メートル	新港町

2 町の区域の変更

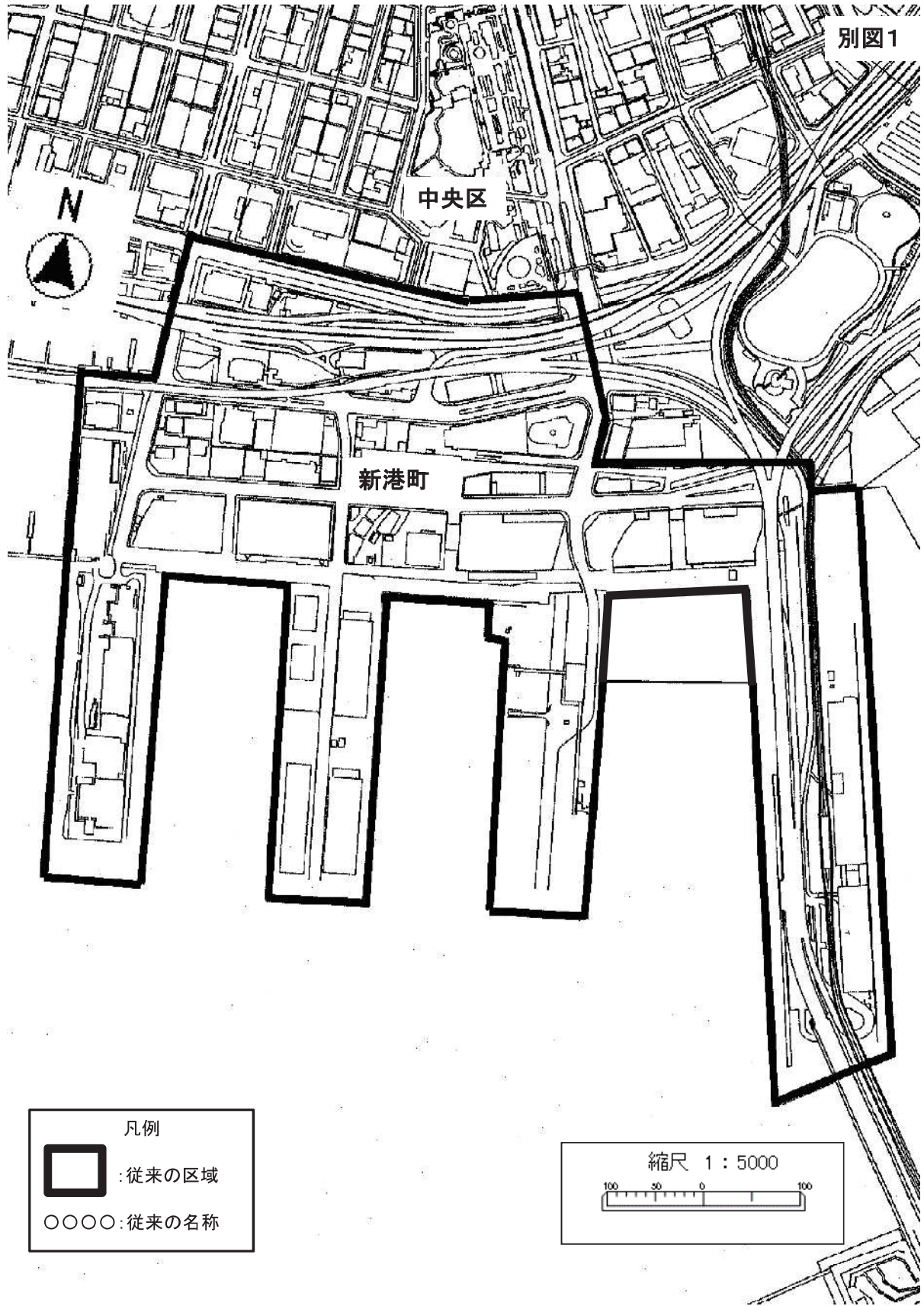
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称	備考

別図1

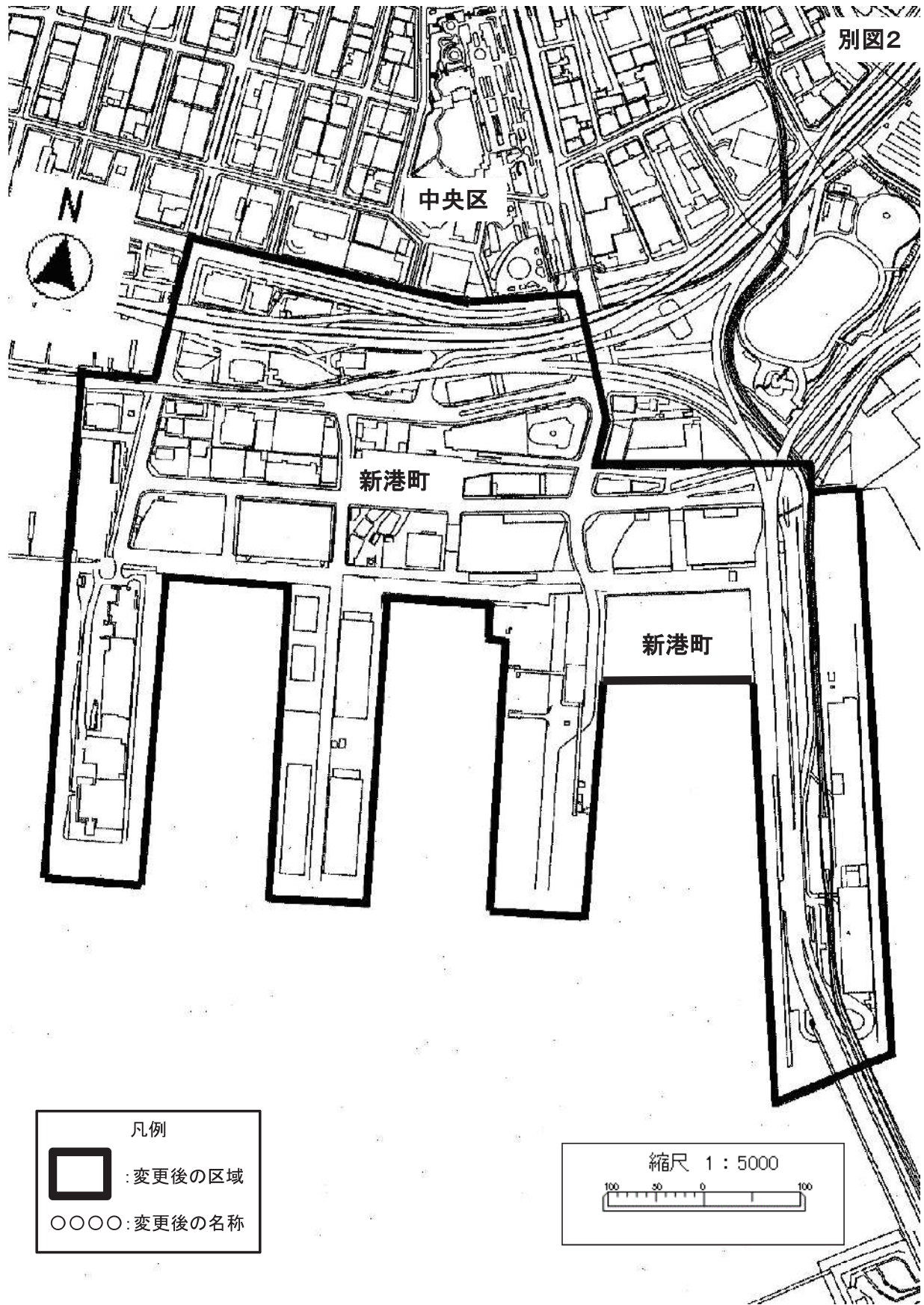
別図2

3 実施する期日

令和4年3月15日



別図2



凡例

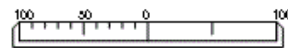


:変更後の区域



〇〇〇〇:変更後の名称

縮尺 1 : 5000



神戸市告示第791号

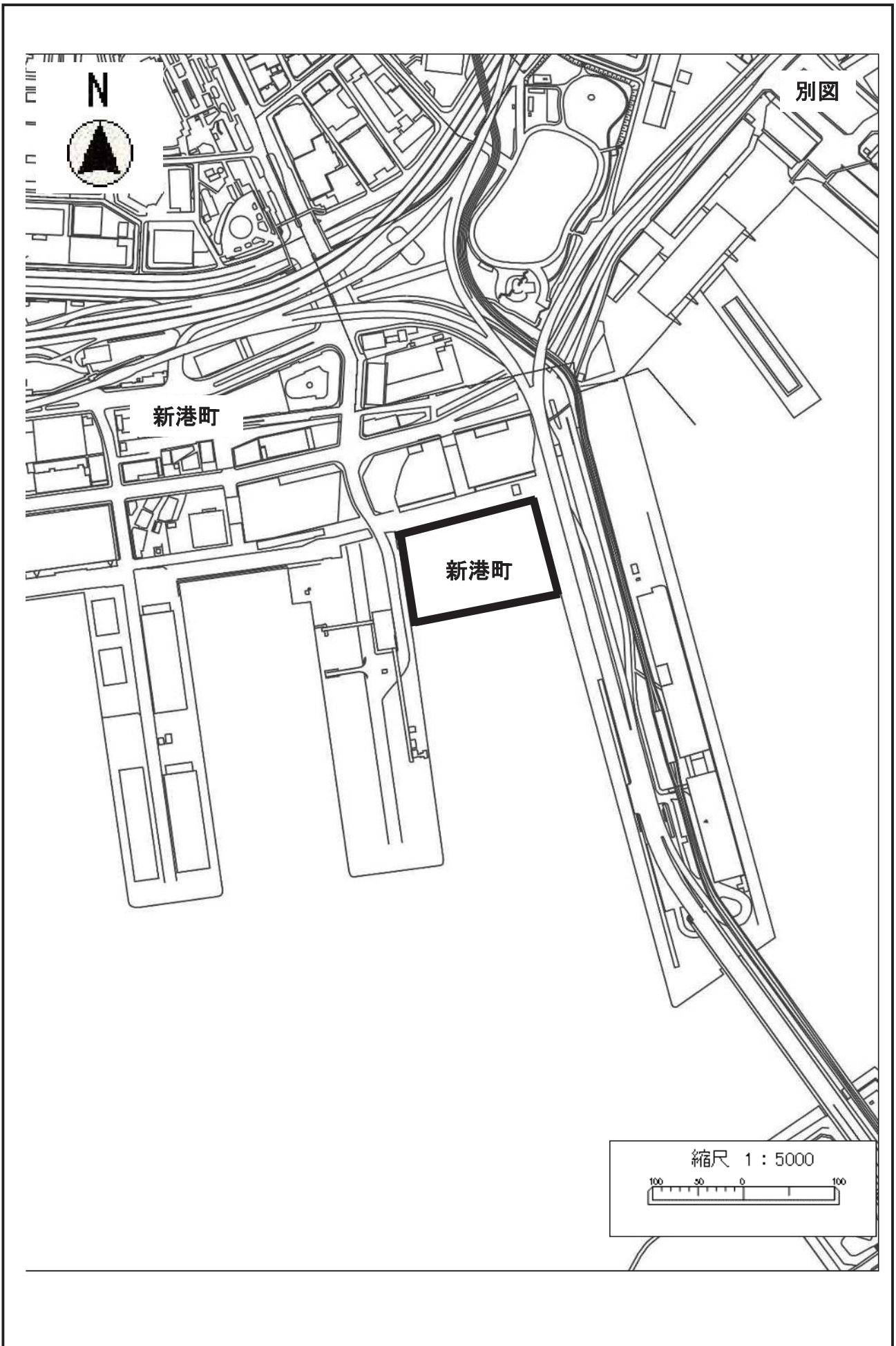
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 実施する区域
中央区新港町の一部（別図のとおり）
- 2 実施する期日
令和4年3月15日
- 3 住居表示の方法
街区方式



神戸市告示第792号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 街区の区域の変更

中央区新港町3街区を、別図に示すとおり変更する。

2 実施する期日

令和4年3月15日

